

令和6年1月16日  
新潟市報道資料

建物被害認定調査に係る体制の強化について

本年1月1日に発生した能登半島地震により、本市においても多数の家屋被害が確認されています。被災した市民の生活再建に向けた第一歩となる罹災証明書を速やかに発行するため、建物被害認定調査をできる限り早急に完了する必要があります。

現在、全庁的に職員を派遣するとともに、新潟県を通じた「チームにいがた」による県内他自治体からの応援や国の応急対策職員派遣制度を活用した他県からの応援を得ながら調査を進めているところですが、月内の調査完了を目指し、スピード感を持って、全力で調査を進める必要があります。

そのため、1月19日（金）から、210人／日による調査体制を構築することとし、全庁的に新たに60人の職員を増員して派遣します。

【建物被害認定調査業務 従事職員数（人／日）】

	1/6	1/7～	1/12～	1/15～	1/19～
新潟市	40	40	48	65	<u>125</u>
チームにいがた		20	20	20	25
新潟県				20	20
山形県				20	20
秋田県					20
合計	40	60	68	125	210

報道各位

新潟市危機管理防災局防災課

## 令和 6 年能登半島地震で被災された方向けに 総合相談窓口を開設します。

令和 6 年能登半島地震では、本市でも大きな被害が生じていることを受けて、被災された皆さまが各種支援制度に関して、相談から申請まで出来る、ワンストップ型の窓口を新たに開設します。

これにより、相談・申請する方の負担減少や利便性の向上が期待できます。現在、総合相談窓口の早期開設に向けて準備を進めています。

具体的な開設場所や受付時間等が決まりましたら、別途お知らせいたします。つきましては、広報にご協力をお願いします。

### 記

#### 【想定している相談内容】

罹災証明書の交付・説明、被災届出証明書、住宅の応急的な修理、市営住宅の提供、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付、被災者生活再建支援金、損壊家屋の公費解体、上下水道料金の免除、国民年金保険料の免除 など

#### 【開設場所】

調整中

#### 【開設時期】

令和 6 年 1 月下旬を予定

#### 【その他】

令和 6 年 1 月 12 日市長記者会見において、罹災証明書については、15 日から順次郵送する旨お伝えしましたが、総合相談窓口の開設等を受けて、交付方法を窓口交付に変更いたします。

#### 問い合わせ先（報道関係）

新潟市危機管理防災局防災課

担当：関・田辺

電話：025-226-5623

令和 6 年 1 月 1 6 日  
新潟市記者発表資料

## 令和 6 年能登半島地震に伴う 新潟市私道災害復旧支援制度について

—地震で被災した私道の復旧を支援します—

### ○ 目的

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震で被災した私道について、生活再建等に向け迅速な原形復旧を支援することにより、新たに被災者（私道地権者）の負担軽減を図ります。

### ○ 事業概要

事業名	新潟市私道災害復旧支援事業補助金
対象者	被災した私道の全地権者 ※申請は代表者
補助金額	助成基準工事の 10 / 10 ※上限基準単価あり
対象私道	地震により車両等の通行が困難な道路など ※一定条件あり
対象工事	被災前の形状に戻す（原形復旧）工事

※申請者の負担が最小となるよう、調査や測量、設計、施工など一連の復旧工事を施工業者と連携しながら本市が主体的に実施します

申請開始	令和 6 年 2 月 1 日(木)
------	-------------------

窓	<input type="checkbox"/>	各区役所建設課
---	--------------------------	---------

### ○ 遡及措置について

対象私道のうち、既に完了した原形復旧工事や原形復旧までに応急的に実施した工事についても、工事の実施を証明できる書類等の確認により、本事業の対象とする予定です。

※詳しくは、今後作成するリーフレットやホームページをご確認ください。

#### 【お問い合わせ先】

新潟市 土木部 道路計画課長 小林  
電話 0 2 5 - 2 2 6 - 3 0 3 4 (直通)

令和 6 年 1 月 16 日  
新潟市福祉部福祉総務課

### 令和 6 年能登半島地震にかかる「被災者生活再建支援事業」の実施について

令和 6 年能登半島地震による本市の被害状況が、被災者生活再建支援法の適用基準に該当することから、本市に同法の適用が決定されました。

また、同法の適用に併せて、県と市町村が連携して独自の被災者生活再建支援事業を実施します。

#### 1 被災者生活再建支援法の適用

##### (1) 適用市町村の基準

被災者生活再建支援法の適用基準を満たす自然災害が発生した市町村

(※) 自然災害により10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村

##### (2) 支給対象世帯

住宅が全壊、大規模半壊または中規模半壊の被害を受けた世帯

##### (3) 被災者生活再建支援法による、被災者生活再建支援金支給額(最大)

全壊 300 万円、大規模半壊 250 万円、中規模半壊 100 万円

#### 2 県・市町村が連携して実施する被災者生活再建支援事業

##### (1) 被災世帯への支援額(最大)

全壊 100 万円、大規模半壊 50 万円、中規模半壊 50 万円、半壊 50 万円

#### 3 支援額合計(最大) ※1と2の合計

全壊 400 万円、大規模半壊 300 万円、中規模半壊 150 万円、半壊 50 万円

#### 4 申請方法等

申請手続き方法や、受付開始時期等の詳細については、決定次第改めてお知らせします。

※ 申請に関する問い合わせ先:福祉部福祉総務課 電話 025-226-1169(直通)

本報道資料の問い合わせ先  
新潟市福祉部福祉総務課 武藤  
電話 025-226-1166(直通)

**重要** 令和6年能登半島地震の影響を受けた中小企業の皆さまへ

新潟市制度融資のご案内

## 経営支援特別融資(能登半島地震対応枠)

新潟市経営支援特別融資(新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応枠)の融資対象に「令和6年能登半島地震の影響により、資金繰りが悪化している事業者または今後悪化するおそれがある事業者」を追加しました

**融資名** 経営支援特別融資(新型コロナウイルス感染症・物価高騰・能登半島地震対応枠)

### 融資対象

新型コロナウイルス感染症、物価高騰又は令和6年能登半島地震の影響により資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれがある中小事業者(事業所や設備の損壊などの直接被害だけでなく、仕入れの遅れ等による売上減少などの間接被害も対象となります)

### 融資条件

<b>資金使途</b>	運転資金・設備資金
<b>限度額</b>	6,000万円以内 ※経営支援特別融資の一般枠とは別枠の限度額です
<b>利率</b>	[5年以内] 信保付:年1.50%、その他:年2.00% [5年超] 信保付:年1.70%、その他:年2.20%
<b>融資期間</b>	10年以内(うち据置3年以内) ※危機関連保証を利用する場合は据置期間2年以内
<b>取扱期間</b>	令和6年3月31日まで

### 信用保証料の補助制度があります

信用保証料補助割合 300万円以内:100%、300万円超~1,000万円:50%

### 融資実行は金融機関が行います

ご利用・ご相談については金融機関へお問い合わせください。

※ご利用にあたっては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

**取扱金融機関** 第四北越銀行、大光銀行、秋田銀行、きらやか銀行、東邦銀行、北陸銀行、新潟信用金庫三条信用金庫、新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟県信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合巻信用組合、協栄信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、JAバンク新潟県信連、商工組合中央金庫

制度に関するお問い合わせ 新潟市経済部商業振興課 ☎025-226-1629

## 令和 6 年能登半島地震に関する災害対応概要（速報値）

令和 6 年 1 月 16 日（火）8 時 00 分現在  
新潟市災害対策本部事務局

## 1 被害状況

## (1) 人的被害

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重傷者	0	0	0	0	0	0	1	0	1
軽傷者	0	4	5	2	0	3	6	1	21

※石川県へ帰省中に罹災した死者 1 名（被害者数については、石川県で掲載）

## (2) 建物被害

## ①建物被害状況

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
全壊	0	0	0	0	0	0	21	0	21
半壊	0	0	21	19	0	0	592	0	632
一部損壊	0	0	59	30	0	0	814	0	903

※損害判定基準（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）

- ・全壊 50%以上
- ・半壊 20%以上50%未満
- ・一部損壊 全壊及び半壊に至らないもの

## ②応急危険度判定【終了しました】

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
申請	5	7	140	81	24	13	1,437	37	1,744
うち 実施済み	5	7	140	81	24	13	1,437	37	1,744

※危険度判定結果：赤（危険）：172 黄（要注意）：769 緑（調査済み）：803

### ③罹災証明

		北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
申請		48	81	882	534	181	229	5,848	314	8,117
内訳	被害認定調査 実施済棟数	0	0	92	55	0	0	1,852	0	1,999
	全壊	0	0	0	0	0	0	21	0	21
	大規模 半壊	0	0	10	6	0	0	199	0	215
	中規模 半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	半壊	0	0	11	13	0	0	393	0	417
	準半壊	0	0	20	5	0	0	158	0	183
	一部 損壊	0	0	39	25	0	0	656	0	720
	精査中	0	0	12	6	0	0	425	0	443
うち 交付済み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

#### (3) 道路被害路線数

		北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
国県道	0	0	3	1	0	0	1	0	5	
市道	0	0	77	21	0	6	211	1	316	

#### (4) 学校被害

		北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
被害	13	10	23	8	12	10	26	14	116	
休校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2 避難の状況

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
開設 避難所	0	0	0	0	0	0	2	0	2
避難者 (人)	0	0	0	0	0	0	27	0	27

## 3 液状化による泥処理について

### (1) 土嚢袋配布状況

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
枚数	0	0	6,685	5,515	106	327	303,120	33	315,786

### (2) 土嚢袋配布場所

中央区総務課

江南区地域総務課

南区建設課

西区役所、黒埼出張所、西出張所、中野小屋連絡所

## 4 水道

### (1) 断水

市内の断水はほぼ解消

※配水管(水道本管)の漏水修理が完了

### (2) 応急給水場所

西区役所、黒埼北部公民館

## 5 下水道

・管きょ約 67km の一次調査 (マンホール内目視調査) が完了  
(うち 10 km が追加調査分)

・一次調査結果に基づく被害状況の確認を行い、二次調査 (管路内 TV カメラ調査等) の対象路線を集約 (約 30 km)

・順次、二次調査を実施中

## 6 ボランティア

・1月3日 西区社会福祉協議会が災害ボランティアセンター設置

・活動人数 680 人、活動件数 123 件 (主に土砂の撤去、ブロック片運びなど)

※1月14日までの累計